

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内 容	事務所賃借料		
年 月 日	令和5年5月1日～令和5年5月31日	金 額	25,000 円

目 的	政務活動を行うための事務所の賃借
使 途	5月分賃借料
政務活動・ 県政との 関 連 性	—

《領収書貼付枠》

【 領 収 証 】

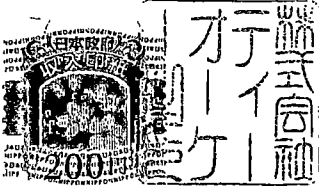
静岡県議会議員 河原崎 聖 ^{2023 年 4 月 28 日} 様

金額

¥50,000

但 日本連合警備貸店舗 A201 号室 2023.5月分賃料

内訳	家賃	¥50,000
----	----	---------



㈱ディーオーケー
代表取締役 大場 泰介
島田市幸町12-20
Tel (0547) 37-1333



案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動・後援会活動で 使用のため案分する。	50,000 円	1 / 2 %	25,000 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費(事務所費)・人件費		
内 容	事務所電気料金		
年 月 日	令和5年5月24日～令和 年 月 日	金 額	1,481 円

目 的	政務活動を行う事務所の電気料金
使 途	5月分電気料金
政務活動・ 県政との 関 連 性	—

《領収書貼付枠》
2,962 円×1/2=1,481 円

振替払込請求書兼受領証 (振込金受領証) (050501)

口座記号番号 00100 5 900116 加入者名 中部電力ミライズ株式会社
令和 5 年 5 月分ご使用期間 4 月 3 日～ 4 月 30 日 (日程 01)
金 額 千 百 十 万 千 百 十 円 消費税等相当額(再掲) 269 円
ご依頼人氏名 河原崎聖事務所 河原崎聖 様
お客さま番号・契約種別 容 量 ご使用量 上記金額の内訳(円)
従量電灯 B A kWh
60 56 2962
お支払期日は 5月31日 です。お支払期日を過ぎてお支払いいただいた場合は、
延滞利息(年利10%)を、お支払いの日以降の料金とあわせてご請求いたします。
ただし、ご家庭や商店など低圧の電気をお使いいただいているお客さまが、お支払期日の翌日から
10日までに お支払いいただいた場合は、延滞利息を申し受けません。
払込用紙の有効期限は 6月20日 となっております。
中部電力ミライズ株式会社 カスタマーセンター
0570-048-155
(携帯電話・PHSからもご利用いただけます。)

(ゆうちょ銀行)

日 附 印
出 納 済
5. 5. 24
静岡銀行
島田支

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動・後援会活動で 使用のため案分する。	2,962 円	1 / 2 %	1,481 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内 容	事務所ガス料金		
年 月 日	令和5年5月24日～令和 年 月 日	金 額	1,235 円

目 的	政務活動を行う事務所のガス料金
使 途	5月分ガス料金
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

2,250 円＋振込手数料 220 円＝2,470 円

2,470 円×1/2＝1,235 円

ご利用明細



静岡銀行

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年 月 日			振替先店番・科目・口座番号				
05/05/24						065	
銀行番号		店番号		科目		口座番号	
****		****		**		*****	
お取扱店		お取引内容		お取引金額			
0172		電信振込		¥2,250			
お取扱枚数		(二桁目) (二桁目) (二桁目) (四桁目) (四桁目) (四桁目) (四桁目) (四桁目)		(二桁目) (二桁目) (二桁目) (二桁目)			
00000000		20004000		70000			
		おつり		残		高	
キャッシング		手数料		時刻		お取扱 できない場合	
		¥2200907		0016			

お振込先明細のご案内
 シス'オカ
 フシ'イタ'
 普通 7006
 工)キヨウイカ'ス 様
 カワラサ'キヨシ'ムシヨ 様
 TEL0547365700

06.520.38

(裏面もご覧ください)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動・後援会活動で 使用のため案分する。	2,470 円	1/2	
		%	1,235 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ 事務所費 ・人件費		
内 容	事務所水道料金		
年 月 日	令和5年5月24日～令和 年 月 日	金 額	1,147 円

目 的	政務活動を行う事務所の水道料金
使 途	5月分水道料金
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》
2,294 円×1/2=1,147 円

水道料金 納入通知書兼領収書
令和5年5月分
給水先住所、使用者氏名
御飯屋町8855-2 A201
河原崎 聖 様
納入期限 令和5年6月2日
水栓番号 XXXXXXXXXX
口径 13 家事用
用途
使用期間 令和5年3月9日から
令和5年5月9日まで

水道使用水量	6 m
水道料金	2,294 円
下水道(汚水処理場)使用量	0 m
その他汚水量	0 m
下水道(汚水処理場)使用料	0 円
合 計 金 額	2,294 円

(税込み)
上記の金額を納入期限までに納めてください。
令和5年5月19日発行 島田市 桑谷 絹代 印

領収書付印
5.5.24
静岡銀行
島田支店
収入印紙不要
(お客さま控え)

お問合せ窓口は裏面に記載しております。
上記の金額を領収
しました。
島田市水道事業
出納取扱金融機関
島田市水道事業
出納取扱金融機関
収納代行会社
(株)電算システム

案分の理由 政務活動・後援会活動で 使用のため案分する。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,294 円	1/2 %	1,147 円

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	参考雑誌購入		
年 月 日	令和5年5月4日～令和 年 月 日	金 額	1,320 円

目 的	全国的な地方自治に関する情報の把握
使 途	月刊ガバナンス 5月号
政務活動・ 県政との 関 連 性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。

《領収書貼付枠》

領 収 証

河原崎 聖 様 23年 5月 4 日

★ 4/320 -

但 ガバナンス 5月号

上 記 正 に 領 収 い た し ま し た

内 訳	
税率	金額(税抜・税込)
%	消費税額等
税率	金額(税抜・税込)
%	消費税額等

宮 村 書 店

島田市阪本1384-1

TEL (0547) 38-0075

コクヨ ウケ-1048

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	1,320 円	100%	1,320 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	参考雑誌購入		
年 月 日	令和5年5月8日～令和 年 月 日	金 額	2,470 円

目 的	政治経済情勢に関する情報の把握
使 途	週刊東洋経済 5/13号、週刊ダイヤモンド 5/13号、週刊エコノミスト 5/16号
政務活動・ 県政との 関 連 性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。

《領収書貼付枠》

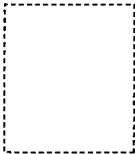
領 収 証

No.

河原崎 聖 様 2023 年 5 月 8 日

¥ 2,470 —

但 週刊東洋経済 5/13号 週刊ダイヤモンド 5/13号 週刊エコノミスト 5/16号
上記正に領収致しました



(株) 島 田 書 店

代表取締役 佐 塚 照 夫

島田市旗指499-54

外商 (0547)35-6074

FAX (0547)37-2966

花みずき店 (0547)35-3020

FAX (0547)35-5020



案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,470 円	100%	2,470 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	参考雑誌購入		
年 月 日	令和5年5月18日～令和 年 月 日	金 額	2,589 円

目 的	政治経済情勢に関する情報の把握
使 途	プレジデント 6/2 号、週刊エコノミスト 5/23・30 号、週刊ダイヤモンド 5/20 号
政務活動・ 県政との 関 連 性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。

《領収書貼付枠》

領 収 証

No.

河原崎 聖 様 2023 年 5 月 18 日

¥ 2,589-

但 プレジデント 6/2 号、週刊エコノミスト 5/23, 30 号、週刊ダイヤモンド 5/20 号。

上記正に領収致しました

(株) 島 田 書 店

代表取締役 佐 塚 照 夫

島田市旗指499-5

外商 (0547)35-6074

FAX (0547)37-2966

花みずき店 (0547)35-3020

FAX (0547)35-5020

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	2,589 円	100%	2,589 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	参考雑誌購入		
年 月 日	令和5年5月23日～令和 年 月 日	金 額	2,180 円

目 的	政治経済情勢に関する情報の把握
使 途	週刊東洋経済 5/27 号、週刊ダイヤモンド 5/27 号、wedge 6月号
政務活動・ 県政との 関 連 性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。

《領収書貼付枠》

領 収 証

No.

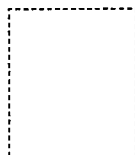
河原崎 聖

様

2023 年 5 月 23 日

¥ 2,180 -

但週刊東洋経済5/27号、週刊ダイヤモンド5/27号、Wedge 6月号
上記正に領収致しました



(株) 島 田 書 店

代表取締役 佐 塚 照 夫

島田市旗指499-5

外商 (0547)35-6074

FAX (0547)37-2966

花みずき店 (0547)35-3020

FAX (0547)35-5020



案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	2,180 円	100%	2,180 円

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	書籍購入		
年 月 日	令和 5 年 5 月 25 日 ~ 令和 年 月 日	金 額	22,220 円

目 的	別紙 2 のとおり
使 途	別紙 1 の明細書のとおり
政務活動・ 県政との 関 連 性	別紙 2 のとおり

《領収書貼付枠》

領収証番号: 000123389 2023年05月25日 No. 03-001368352

領収証 河原崎 聖 様

金額 ¥22,220-

内消費税等 ¥2,020
内現金扱い等計 ¥0
書籍・文具等 ¥22,220(内消費税等(10%) ¥2,020)

但し 書籍代として

上記正に領収いたしました。

丸善 丸の内本店
〒100-8203 東京都千代田区丸の内1-6-4 丸の内オアゾ ショップ&レストラン1~4階
電話 03-5288-8881

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	22,220 円	100%	22,220 円

別紙1

2-6-5-10

明細書

〒100-8203 東京都千代田区丸の内1-6-4
株式会社 丸善ジュンク堂書店
丸善丸の内本店 和書グループ

ISBN	書名	出版社	単価	冊数	金額
9784046059499	大人の教養 面白いほどわかる政治・経済	KADOKAWA	1650	1	1650
9784502457319	地方創生 デジタルで救う地域社会・経済	中央経済社	3300	1	3300
9784909044396	社会の変わり方	ライツ社	1760	1	1760
9784594093143	日本の食料安全保障 ――食料安保政策の中心にいた元事務次官が伝えたいこと	扶桑社	1870	1	1870
9784902055412	地域モビリティの再構築	薫風社	1870	1	1870
9784502446511	社会問題を解決するデジタル技術の最先端	中央経済社	4400	1	4400
9784863102637	教養としての財政問題	ウェッジ	1980	1	1980
9784296113767	入門・日本の経済成長	日経BP 日本経済新聞出版	2420	1	2420
9784296114900	データで読む地域再生	日経BP 日本経済新聞出版	2090	1	2090
4910170780236	徹底予測2023	日経BP 日本経済新聞出版	880	1	880
	合 計			10	¥22,220

○大人の教養 面白いほどわかる政治・経済

大人に必須の基礎教養である憲法、人権、金融、紛争、貿易など、様々な分野について、政治・経済を自分事として捉え、広い視点による知見を得て、今後の県政の施策等に生かす。

○地方創生 デジタルで救う地域社会・経済

地域の特徴を生かした社会・経済を創生する、仕事をつくる、人材を育成する、人流をつくる、働き方を変える、地域間/地域内で連携する、などの事例を参考に知見を広げ、今後の県政の施策等に生かす。

○社会の変え方 日本の政治をあきらめていたすべての人へ

元兵庫県明石市長が市民中心に取り組んだ「政治を変えることができれば、私たちの生活は変わる」という行政運営手法について、明石市民が感じている政治への希望を参考にして、今後の県政運営に生かす。

○日本の食料安全保障――食料安保政策の中心にいた元事務次官が伝えたいこと

日本の食料に迫っている危機の実像は何か。食料安全保障を考える上での基本となるお米・水田を主に考え、農業に起こりつつある新たな動きについての知見を得て、今後の県政の施策等に生かす。

○地域モビリティの再構築

日本の地域公共交通は赤字経営が常態化している上に、コロナ禍による旅客減少でまさに存続の危機にある。少子高齢化、人口減少など社会構造の変化の中であって、地域モビリティは、そこに住む人たちの生活維持のための「移動の確保」として欠かせないものである。この問題解決施策についての知見を得て、今後の県政の施策等に生かす。

○社会問題を解決するデジタル技術の最先端

目まぐるしい速度でデジタル化の新たな技術が生み出され、世界が変わっていく中で、我々の社会がその変化をどのように受け止めていくべきなのかを多角的な分析で考察された対応策等についての知見を得て、今後の県政の施策等に生かす。

○教養としての財政問題

少子化対策の財源はますます困窮する中、スリムで効率的な社会保障制度の確立についての知見を得て、今後の県政の施策等に生かす。

別紙2 支出証拠書の目的及び政務活動・県政との関連性

No.2

○入門・日本の経済成長

コロナ収束を見越したこれからの経済成長のエンジンは何なのか。教育、環境などがどのように成長に結びつくのかについての知見を得て、今後の県政の施策等に生かす。

○データで読む地域再生

人口減に負けずに社会課題解決に成功した自治体の成功事例を参考に知見を広げ、今後の県政の施策等に生かす。

○徹底予測 2023

これからの日本の政治、経済などについて日経ビジネスの2023年の徹底予測をなどの事例を参考に知見を広げ、今後の県政の施策等に生かす。

案分の理由 政務活動と後援会とで案分 する。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	4,185 円	1 / 2 %	2,093 円

支出証拠書（自動車燃料代）

【 5月分 】

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

区 分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年 月 日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積 算 方 法 ※	充当額 (円)
事 務 費		円× km / km	2,483

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)

※領収書による充当方式

・ 積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)

・ 充当限度割合による案分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名

《領収書貼付枠》 5/14

4,965 円×1/2=2,482.5 円⇒2,483 円

ENEOS

納品書(領収書)
2023年05月14日 10:22

売上
JCB付化

ENEOS CB J
車両番号
0026-00
レギュラー
30.84L

実車番
P-07

合計
161円
消費税10%対象
内消費税等
クレジット支払

4,965
4,965
451

JCB Credit
有効期限: XX/XX/NC IC
支払方法: 一括払い
承認番号: 0088577

現金でお買上げの場合は領収書に控えさせていただきます。
※領収書表示のみの場合は消費税を納付額にて
ご精算いたします。
※消費税には、地方消費税が含まれています。

株式会社 徳州屋石
D'Dセルフ島田SS
静岡県 島田市中瀬町2618
TEL: 0547-35-4488 SS-480164
レシートNo 7866-03 TEL: 9No9769-9772
加盟店番号 17-45663

2023/05/14

案分の理由 政務活動と後援会とで案分 する。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	4,965 円	1 / 2 %	2,483 円

支出証拠書（自動車燃料代）

【 5 月 分 】

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

区 分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年 月 日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積 算 方 法 ※	充当額 (円)
事 務 費		円× km / km	1,025

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)

※領収書による充当方式

・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)

・充当限度割合による案分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名

《領収書貼付枠》 5/15

2,050 円×1/2=1,025 円

ENEOS

納品書(領収書)
2023年05月15日 08:07

県上
ENEOS (ENEOS S) 様
ENEOS (ENEOS S) 様
車両番号
0026-00
レギュラー
12.89L
P-04
159円
消費税
¥2,050
¥2,050
内消費税等
¥186
クレジット支払
有効期限: XX/XX/NC
支払方法: 一括払い
承認番号: 0029418

現金でお支払いの場合は領収書に貼らせて頂きます。
消費税額表示のない場合は消費税を確定申告にて
ご精算いたします。
消費税には、地方消費税が含まれています。

株式会社 遠州田石
DDELP 島田SS
静岡県 島田市中瀬町2618
TEL: 0547-35-4488 SS-480164
ファクス 1914-02 F-503615-3618
カシ通信 17-46235
2023/05/15

案分の理由 政務活動と後援会とで案分 する。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,050 円	1 / 2 %	
			1,025 円

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

案分の理由 政務活動と後援会とで案分 する。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	4,872 円	1 / 2 %	2,436 円

支出証拠書（自動車燃料代）

【 5 月 分 】

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

区 分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B－A
年 月 日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積 算 方 法 ※	充当額 (円)
事 務 費		円× km / km	1,355

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)

※領収書による充当方式

・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)

・充当限度割合による案分: 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名

《領収書貼付枠》 5/16

2,709 円×1/2=1,354.5 円⇒1,355 円

ENEOS

納品書(領収書)
2023年05月16日 18:02

売上
EneKey (ENEOS S) 様
EneKey (ENEOS S) 実車番
車両番号
0026-00
レギュラー
17.04L
P-10
159円
合計
¥2,709
(消費税10%対象)
内消費税等
¥246
クレジット支払
有効期限: XX/XX/NC
支払方法: 一括払い
承認番号: 0064765

現金でお買上げの場合は納収票にかえてさせていただきます。
消費税額表示のない場合は消費税額を別途にて
ご請求いたします。
消費税には、地方消費税が含まれています。

株式会社 遠州白石
DDセルフ島田SS
静岡県 島田市中瀬町2618
TEL: 0547-35-4488 SS-480164
ファクス 3351-04 デ-508713-8716
外通番 17-48957
2023/05/17

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会とで案分 する。	2,709 円	1 / 2 %	1,355 円

支出証拠書（自動車燃料代）

【 5 月 分 】

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

区 分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B－A
年 月 日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積 算 方 法 ※	充当額 (円)
事 務 費		円× km / km	1,510

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)

※領収書による充当方式

・ 積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)

・ 充当限度割合による案分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名

《領収書貼付枠》 5/28

3,020 円 × 1/2 = 1,510 円



お客様控え
(クレジット領収書)

1 号丸子
TEL 054-258-4804
西日本宇佐美
本社 愛知県津島市埋田町1-8

売上 2023年 5月28日 11:07
ANDOU/KIYOSHI 様
レギュラーガソリン P-1(内) 3020円
20.00L 8151.0 8137.3
(税抜)
01200.00
(内、4円引き -84.0
(内、会員優待引 -82.0

合計 3,020円
(内、消費税等(10.00%) 275円)

支払区分:一括
承認No.0000000190
端末識別番号:0817501277319
端末処理番号:03876 ATC:0012
IC/MS識別子:LC
JCB Credit
カードシケンス番号:01

案分の理由 政務活動と後援会とで案分 する。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3,020 円	1 / 2 %	
			1,510 円

支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自由改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費 研修費		
内 容	構想日本 年会費		
年 月 日	令和5年5月	～	12月
金 額	6,739 6,740 円		

会の趣旨・目的	まちづくり・医療・教育など、様々な分野の現場をつなぎ、政策提言と同時に具体的な活動を行う「動くシンクタンク」を目指している。
会の活動内容等	様々な分野の政策提言、事業仕分けや住民協議会といった地方自治の現場での活動
政務活動・県政との関連性	県政とかかわりのある様々な政策分野を取り上げており、この会が始めた事業仕分けは静岡県でも実施されている。

《領収書貼付枠》

年会費(1月1日～12月31日) 10,110 円の内、2023年5月～12月分

10,110 円×8/12=~~6,740 円~~ 6,739 円

※ 領収書は令和5年2月分の政務活動費支出証拠書No.18を参照。

※ 添付書類: 団体の会則・事業概要・その他 (規程)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	6,739 6,740 円	100%	6,739 6,740 円

R5年度繰延分
4月分 5月分

整理番号

2-6-5-19
2-7-2-18

支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自由改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費 研修費		
内 容	構想日本 年会費		
年 月 日	令和5年2月22日 ~ 年 月 日	金 額	2,528 円

会の趣旨・目的	まちづくり・医療・教育など、様々な分野の現場をつなぎ、政策提言と同時に具体的な活動を行う「動くシンクタンク」を目指している。
会の活動内容等	様々な分野の政策提言、事業仕分けや住民協議会といった地方自治の現場での活動
政務活動・県政との関連性	県政とかかわりのある様々な政策分野を取り上げており、この会が始めた事業仕分けは静岡県でも実施されている。

《領収書貼付枠》

年会費 10,000 円の内、2023 年 1 月～2023 年 3 月分
(年会費 10,000 円+手数料 110 円)
 $10,110 \text{ 円} \times 3/12 = 2,527.5 \text{ 円} \div 2,528 \text{ 円}$

R5年度 4月相当分

$$10,110 \text{ 円} \times 1/12 \text{ 月} = 842.5 \text{ 円} \div 843 \text{ 円}$$

R5年度 5月相当分

$$10,110 \text{ 円} - (2,528 \text{ 円} + 843 \text{ 円}) = 6,739 \text{ 円}$$

※ 添付書類: 団体の会則・事業概要・その他(規程)

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	001500	通常払込 料金加入 者負担
加入者名	一般社団法人 構想日本	
金額	千 百 十 万 千 百 十 円 ¥ 1,000.00	
ご依頼人	おなまえ 河原崎 聖 様	
料金	日 附 印 N94220001 05-02-22 金谷郵便局	
備考	現金私 (23013)	料金 110円

この受領証は、大切に保管してください。

案分の理由 全て政務活動にかかるものである。	領収書金額(a) 2,528 円	案分率(b) 100%	政務活動費支出額(a×b) 2,528 円
---------------------------	---------------------	----------------	--------------------------

目 的

第1条 この規程は、一般社団法人構想日本（以下、「当法人」という）の定款第6条及び第7条に基づき、当法人の目的を遵守し当法人の活動を支援する協力会員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

協力会員の区分

第2条 当法人の定款第5条に定める協力会員は次の各号に区分する。

- (1) 法人会員A・
 - (2) 法人会員B
 - (3) 法人会員C
 - (4) 個人会員
 - (5) 学生会員
- 2 前項各号の協力会員は、法人化以前に入会した者との整合性を保つため、(1)理事会員、(2)一般会員、(3)シンクネット法人会員、(4)シンクネット個人会員、(5)シンクネット学生会員と呼ぶものとする。

入会申請

第3条 当法人に入会を希望する個人又は団体は、当法人のホームページ上の申込みフォームへの入力のほか、入会申込書に必要事項を記入して申し込む方法などにより入会の意思を当法人に伝えた上で、所定の会費を負担する。

入 会

第4条 代表理事は、前条の入会申請があった場合、協力会員として承認する。

2 前項の規定にかかわらず、入会申請者が以下の何れかの項目に該当する場合、その者の入会を承認しないことがある。

- (1) 過去に本規程違反等で除名処分を受けたことがある場合
- (2) 入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、又は記入漏れがある場合

入会金及び会費

第5条 当法人の入会金及び会費は、協力会員の種別に応じて、別表1に掲げるところによる。

2 協力会員としての資格は、第4条に定める代表理事の承認後、前項の納入を当法人が確認した時に発生する。

- 1 -

協力会員の特典

第6条 当法人の協力会員は、協力会員の種別に応じて、別表2に掲げる特典を受けられるものとする。

協力会員資格の譲渡禁止

第7条 協力会員は、協力会員としての資格を、第三者に貸与その他の方法で使用させてはならず、贈与、売却、その他の方法で譲渡し、あるいは担保設定の対象としてはならない。

私的利用範囲外の利用禁止

第8条 協力会員は、当法人が承認した場合を除き、当法人を通じて入手したいかなる情報も複製、販売、出版、送信、放送その他私的利用の範囲を越えて使用することはできず、また、第三者をして使用させることはできない。

退 会

第9条 協力会員は、任意に随時退会することができる。

2 退会の時期にかかわらず、既納の入会金及び会費は返還しない。

改 廃

第10条 この規程を改廃しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

補 則

第11条 この規程に定めのない協力会員に関する必要な事項は、代表理事が別に定め、特に重要な事項については理事会でこれを定める。

- 2 -

別表1

会員種別	入 会 金	年額会費（1口当たり）
法人会員A	30万円	300万円
法人会員B	30万円	50万円
法人会員C	5万円	10万円
個人会員	2千円（WEB申請は免除）	1万円
学生会員	2千円（WEB申請は免除）	2千円

※ 上記額をもって法人は税別とし、個人は税込とする。

※ 年会費の有効期間は、入会日から1年間とする。

別表2

会員種別	特 典 区 分				
	J.I. ニュース受け取り（郵送）	J.I. フォーラムへの無料参加	会員懇談会への参加 ※ (1)	アドバイザー会議への参加 ※ (2)	個別協力 ※ (3)
法人会員A	●	●（従業員可）	●	●	●
法人会員B	●	●（従業員可）	●	●	●
法人会員C	●	●（従業員可）	●		
個人会員	●	●	●		
学生会員	●	●	●		

※ (1) 定期的に開催する会員の懇談会への参加

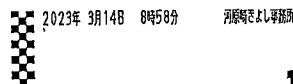
※ (2) 構想日本のアドバイザー会議構成員と識者等を囲むの昼食会

※ (3) 個別相談への対応

附 則

この規程は、平成27年3月27日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

- 3 -



JAPAN
INITIATIVE
構 想 日 本

N.J. 3416 P. 1

(会員番号)

河原崎 聖 様

拝啓 寒候の候、河原崎様におかれましては恙なくお過ごしのことと存じます。日頃は構想日本の活動に会員としてご指導、ご支援を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さっそくで恐縮ですが、ご入会いただいております「構想日本個人会員」の会員有効期限が＜2022年12月31日＞で満了となります。

河原崎様には、構想日本の中心的な会員として引き続き活動を支援させていただきたく、ご継続くださいますようお願い申し上げます。

構想日本は、今年の4月で活動を始めてまる25年になりました。この間続けてきた「自分ごと化会議」の参加者は累計1万人を超え、新しい民主主義のあり方として、注目されております。

コロナ禍で明らかになった行政の後進性はじめ、政治、経済ともに問題山積みです。政治、行政課題に外から切りこんでいく団体がほとんどない中で、構想日本は全力でこれらの問題に取り組み、必ず世の中の、そして会員のみならずのお役に立つ覚悟です。そして、いただいたご支援はそのために無駄なく使い切ります。

どうかよろしくようお願い申し上げます。

末筆ながら、河原崎様のますますのご発展とご健勝を心よりお祈り申し上げます。

敬具

2022年12月吉日

構想日本

代表 加藤 秀樹

支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	島田市国際交流協会 年会費		
年 月 日	令和5年4月28日～	年 月 日	金 額 1,833 円

会の趣旨・目的	教育、文化、スポーツ及び産業経済等の国際時代にふさわしい地域発展の向上
会の活動内容等	国際交流活動、国際協力活動、国際時代に対応する研修 等
政務活動・県政との関連性	会員相互の交流、情報交換及び研修が行われ、今後の世界平和の進展に伴い、国際時代にふさわしい地域発展の向上が図られる。

《領収書貼付枠》

年会費 2,000 円×11/12=1,833 円

領 収 証	
河原崎 聖 様	
¥2,000-	
但、令和5年度個人年会費として	
令和5年 4 月 28 日 上記正に領収いたしました。	
島田市中心部1-1	島田市国際交流協会 会長 大久保節夫
島田市国際交流協会	

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 (規約)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動に資する団体会費のため、全額充当する。	1,833 円	100%	1,833 円

島田市国際交流協会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この協会は、島田市国際交流協会（以下「協会」）という。

(目的)

第2条 協会は、国際交流に関わる全ての人の人たちの友好親善を基調として、教育、文化、スポーツ及び産業経済等の広範な国際交流並びに国際協力を推進し、国際時代にふさわしい島田市の発展に寄与するとともに、世界平和の進展に資することを目的とする

(事業)

第3条 協会は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 国際交流及び国際協力に関する事業
- (2) 国際理解を推進するための啓発事業
- (3) 会員相互の交流を図る事業
- (4) その他協会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第4条 会員は、協会の目的に賛同して入会した個人、家族、団体及び法人とする。

2 会員は、第6条に規定する会費を12月末日までに納入しなければならない。

第3章 入会及び脱退

(入会)

第5条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(会費)

第6条 会費は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 個人会費 年間1口 2,000円
- (2) 家族会員 年間1口 3,000円
- (3) 団体・法人会費 年会1口 10,000円

(退会)

第7条 会員が退会しようとするときは、その旨を会長に届けなければならない。

2 会員が死亡し、又は会員である団体若しくは法人が解散し、若しくは消滅したときは、退会したものとみなす。

3 会員が3月末日をもって、当該年度の会費を未納であったときは、退会したものとみなす。

(会費の不返還)

第8条 退会したものの既納の会費は、返還しない。

第4章 役員

(役員)

第9条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 3人以内
 - (3) 会計 1人
 - (4) 理事 19人以内
 - (5) 監事 2人
- 2 理事は、友好委員会から選出された3人以内の会員及び行政関係者とする。
- 3 友好委員会及び行政関係者に関する必要な事項は、別に定める。

(役員の選任等)

- 第10条 会長は、総会において会員の中から選任する。
- 2 副会長及び会計は、総会において理事の中から選任する。
- 3 監事は、総会において会員の互選により選出する。
- 4 理事及び監事は、兼ねることができない。
- 5 名誉顧問及び顧問は、理事会において推薦し、総会の承認を得て委嘱する。

(役員の職務)

- 第11条 会長は、協会を代表し、協会の業務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した順序により、その職務を代理する。
- 3 会計は、協会の会計を統括する。
- 4 監事は、協会の業務及び会計状況を監査する。

(委任及び代理)

第12条 会長は、その職務の一部を副会長に委任し、又は代理させることができる。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第5章 総会

(総会の構成と種別)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

(総会の開催)

第15条 定期総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 会員の3分の1以上から、会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。

(総会の招集)

- 第16条 総会は、会長が招集する。
- 2 会長は、前条第2項第2号の請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を

もって、開催日の7日前までに会員に通知しなければならない。

(総会の機能)

第17条 総会で審議する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 規約の制定及び改廃に関する事項
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) その他協会の運営に関する重要な事項

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、総会の出席者の互選とする。

(総会の定足数及び議決)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

2 総会の議事は、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときには、再度、理事会へ差し戻すものとする。

3 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又はほかの会員を代理人として表決を委任することができる。

4 前項の規定により表決した会員は、第1項、第2項、第20条第1項第2号の適用については、総会に出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第20条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 出席した会員の数
- (3) 議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第21条 理事会は、会長、副会長、会計及び理事をもって構成する。

2 理事会は、必要があると認めるときは、有識者の出席を求めて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(理事会の開催)

第22条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が認めたとき。
- (2) 理事の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面により開催の請求があったとき。

(理事会の招集)

第23条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに理事に通知しなければならない。

(理事会の機能)

第24条 理事会の議決を経なければならない事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) その他総会の議決を要しない協会の業務の執行に関する事項

(理事会の議長)

第25条 理事会の議長は、会長又は副会長がこれに当たる。

(理事会の定足数及び議決)

第26条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開催することができない。

2 理事会の議事は、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事会の出席は委任状を以て、これに代えることができる。

(理事会の議事録)

第27条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 出席した理事の数
- (3) 議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

第7章 事務局

(事務局の設置等)

第28条 協会の事務を処理するため、事務局（島田市中心1番の1 文化資源活用課内）を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 資産

(資産の構成)

第29条 協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 補助金
- (3) 基金
- (4) 寄附金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生ずる収入
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第30条 協会の資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

- 2 前条第3号に掲げる基金については、協会事業の目的のほかには使用してはならない。
- 3 前条第3号に掲げる基金のうち、協会設立時の基金については、関係友好委員会事業の目的のほかには使用してはならない。

第9章 事業年度等

(事業年度及び会計年度)

第31条 協会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第32条 協会の事業計画及び収支予算は、事業年度ごとに会長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第33条 協会の事業報告及び収支決算は、事業年度ごとに会長が作成し、監事の監査を経て、総会の認定を得なければならない。

第10章 解散

(解散)

第34条 協会は、総会において出席者の4分の3以上の同意を得なければ解散することはできない。

2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決により決定した団体に寄附するものとする。

第11章 雑則

(委任)

第35条 この規約の施行について必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成25年度設立総会の議決の日から施行する。

(役員任期の特例)

2 この規約の施行の日（以下「施行日」という。）以後に最初に第11条の規定により選任され、又は任命される役員の任期は、第14条第1項本文の規定にかかわらず、選任され、又は任命された日から平成27年3月31日までとする。

(事業年度の特例)

3 平成25年度の協会の事業年度は、第32条の規定にかかわらず、施行日から平成26年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

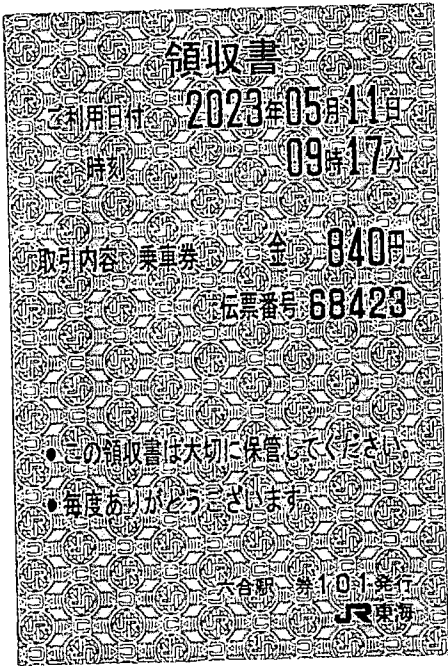
支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁にて調査		
年 月 日	令和5年5月11日 ~	年 月 日	金 額 840 円

目 的	会派政務調査会
使 途	交通費（JR東海道線 六合駅 ⇄ 静岡駅 往復）
政務活動・ 県政との 関 連 性	会派内で今後の政務調査関係の重要案件について意見を調整、集約し、県政の発展に役立てる。

《領収書貼付枠》



案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	840 円	/	840 円
		100%	

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁にて調査		
年 月 日	令和5年5月18日 ～ 年 月 日	金 額	840 円

目 的	健康福祉部の施策内容聴取
使 途	交通費（ＪＲ東海道線 六合駅 ⇄ 静岡駅 往復）
政務活動・ 県政との 関 連 性	健康福祉施策の内容を確認し、今後の県政の発展に役立てる。

《領収書貼付枠》

領収書

ご利用日付2023年05月18日

時刻14時36分

取引内容乗車券金840円

伝票番号68580

この領収書は大切に保管してください

毎度ありがとうございます

六合駅 券101発行

JR東海

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	840 円	/	840 円
		100%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費 研修費・広聴広報費・要請精等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	全国災害ボランティア議員連盟 令和5年度 総会		
年 月 日	令和5年5月12日～令和 年 月 日	金 額	12,240 円

目 的	国・都道府県・市町村の災害ボランティア活動や防災に関心のある議員（超党派）が、防災や減災、復興支援に関する調査研究を行い、それぞれの議会での活動に役立て、地域防災力の向上に資する。
使 途	交通費 JR東海道線 島田駅 ⇄ 東京駅 往復 東京メトロ 東京駅 ⇄ 国会議事堂前駅 往復
政務活動・ 県政との 関連性	国・都道府県・市町村の災害ボランティア活動や防災に関心のある議員（超党派）が、防災や減災、復興支援に関する調査研究を行い、今後の県内地域の防災力向上に生かす。
<<領収書貼付枠>> 領収書は別紙のとおり	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	12,240 円	/	12,240 円
		100%	

別紙

JR東海道線（新幹線を含む）

島田駅 ⇄ 東京駅（往復） 11,880 円

領 収 書		様
Receipt		
領収年月日	2023.5.12	
金 額	¥11,880 (消費税等込み)	
[クレジット扱い]		
購入商品	JR乗車券類 JR tickets	
(00119 4枚)		
東海旅客鉄道株式会社	印紙税申告納	
(東) 島 田 駅	付につき名古屋中村	
島田駅MV発行	10120-01	税務署承認済

東京メトロ

東京駅 ⇒ 国会議事堂前駅 180 円

	東京メトロ	領 収 書
・ご利用ありがとうございます。 ・この領収書は大切に保存してください。		
お取引内容: きっぷ		¥180
上記金額を領収いたしました。		
ご利用日付	2023年05月12日	
時刻	12時55分	
伝票番号: 17614 東京地下鉄株式会社 地 東京駅 券O2発行		

東京メトロ

国会議事堂前駅 ⇒ 東京駅 180 円

	東京メトロ	領 収 書
・ご利用ありがとうございます。 ・この領収書は大切に保存してください。		
お取引内容: きっぷ		¥180
上記金額を領収いたしました。		
ご利用日付	2023年05月12日	
時刻	14時56分	
印紙税申告納 付につき東京上野 税務署承認済	伝票番号: 18665 東京地下鉄株式会社 国会議事堂前駅 券O2発行	

県 外 調 査 概 要 書 令和 5 年 6 月 8 日 会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖	
目 的	災害対策についての知見を得る。
年 月 日	令和 5 年 5 月 12 日(金)
場 所	衆議院第一議員会館(東京都千代田区)
内 容	1 行程 島田―静岡―東京―国会議事堂前(往復電車利用) 2 応対者 谷公一防災担当大臣、滝波宏文参議院議員、川上哲也岐阜県議会議員、細川かをり福井県議会議員など 3 聴取内容 防災政策についての意見交換 4 県政への反映 全国災害ボランティア議員連盟では、年数回、参加議員による意見交換や情報交換を行っている。会長であり、防災担当大臣でもある谷公一衆議院議員からは、ここ数年で特に激甚化している風水害に加え、一週間前に発生した能登半島での地震や直前に発生した千葉県の地震など、地震災害に対する備えも重要になってきているとの指摘があった。また、他の参加者からは、東日本大震災から 12 年が経過する中で、被災地の復興が思うように進んでいないという話があり、改めてその原因や背景を確認し、今後の対策を考えるべきと方向が示された。災ボラ議連における今年度の主要な研究テーマにすることになったが、静岡県にとっても重要な視点になるものとする。

*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経 費 項 目	調査研究費 研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	石川県珠洲市視察・地震被災地聞き取り調査		
年 月 日	令和 5 年 5 月 15 日 ～ 令和 5 年 5 月 16 日	金 額	17,480 円

目 的	地震被災地の視察及び災害状況・対策等についての調査
使 途	交通費 新東名高速道路（島田金谷 IC）－東海環状自動車道－東海北陸自動車道－北陸自動車道（金沢東第一 IC） 往復
政務活動・ 県政との 関 連 性	地震被災地の視察及び聞き取り調査を行い、今後の県内地域の防災力向上に生かす。
<<領収書貼付枠>> 領収書は別紙のとおり	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	17,480 円	/	17,480 円
		100%	

別 紙

新東名高速道路（島田金谷 IC）～
北陸自動車道（金沢東第一 IC）8,740 円

北陸自動車道（金沢東第一 IC）～
新東名高速道路（島田金谷 IC）8,740 円

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所 島田金谷

お問い合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用になれないお客さまは
TEL 052-223-0333（有料）

23年 5月16日17時39分

車種 普通

通行料金 ￥8,740-
（外払）

—入口料金所— 金沢東第一

VISA 有効期限**年**月

会員番号（支払 — 1回払い）



承認番号：703510

通行料金は、消費税率10%対象です。

中日本高速道路株式会社

愛知県名古屋市中区錦2-18-19

取扱番号203-00701346-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所 金沢東第一

お問い合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用になれないお客さまは
TEL 052-223-0333（有料）

23年 5月15日12時31分

車種 普通

通行料金 ￥8,740-
（外払）

—入口料金所— 島田金谷

VISA 有効期限**年**月

会員番号（支払 — 1回払い）



承認番号：725379

フリータイム通勤バス割引モニター募集中！

詳しくは「速旅」で検索！

中日本高速道路株式会社

愛知県名古屋市中区錦2-18-19

取扱番号201-01380831-00

県 外 調 査 概 要 書 令和5年6月8日 会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖	
目 的	災害対策についての知見を得る。
年 月 日	令和5年5月15日(月)16日(火)
場 所	珠洲市役所(石川県珠洲市)、珠洲市内被災地
内 容	1 行程 島田・金谷 IC—金沢東 IC—珠洲市(往復自動車利用) 2 応対者 泉谷満寿裕珠洲市長など 3 聴取内容 5月5日に発生した震度6強の地震災害 4 県政への反映 石川県珠洲市では、5月5日に震度6強を記録する強い地震があった。この2年間ほど群発地震が続いていたが、その中で最も強い揺れであり、揺れ方もそれまでは縦揺れが多かったが、今回は横揺れであったという。市内を視察したところでは、建物の倒壊があったのは正院町地区に集中していたが、危険・要注意という貼り紙はそれ以外の地区にも広く貼られていた。海沿いに古い木造住宅が密集しているところがあり、被害の程度も大きかった。今回、幸いにも人的被害は比較的少なかったが、泉谷市長の話では復旧に向けて困難な問題があるという。原因は、すでに5割を超えている高齢化の進展で、復旧のための財政的な支援策が現在の制度では不十分ということであった。県内にも高齢化が進んだ地域があることから、今回の災害を研究し、事前の備えを行う必要があると感じた。

*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費 研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	石川県珠洲市視察・地震被災地聞き取り調査		
年 月 日	令和5年5月15日～令和5年5月16日	金 額	6,600 円

目 的	地震被災地の視察及び災害状況・対策等についての調査
使 途	宿泊費
政務活動・ 県政との 関連性	地震被災地の視察及び聞き取り調査を行い、今後の県内地域の防災力向上に生かす。

《領収書貼付枠》

領 収 証

令和 5 年 5 月 16 日

河原崎 聖 様

¥ 6600.-

収
入
印
紙

有難うございました。又のお越しをお待ちしております。

灯りの宿 食事
まつだ 釜

〒927-1214 石川県珠洲市飯田町26-42-1

TEL (0768) 82-1117 番

FAX (0768) 82-6117 番

県外調査概要書は 2-6-5-24 に添付。

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	6,600 円	/	6,600 円
		100%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費 研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	第15回 日本自治創造学会研究大会		
年 月 日	令和5年5月24日～令和 年 月 日	金 額	11,000 円

目 的	地域に根差した実践的な研究と会員相互の交流を通じて、地域主権国家にふさわしい自立・自律的な地方自治を創造するための研究大会
使 途	参加費
政務活動・ 県政との 関 連 性	これからの県政と関わりのある様々な政策分野を研究大会で調査研究することで、県内の自治体の地域活性化施策提言に生かす。

《領収書貼付枠》

領 収 証 河原崎 聖 様 No. 89

金 額 711000

但 第15回 日本自治創造学会研究大会 参加費
2023年 5月 24日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額	
消費税額等(%)	

コクヨ ウケ-695

一般財団法人
日本自治創造学会
理事長 穂坂 邦夫
東京都千代田区神田佐久間町2-24-301

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	11,000 円	100%	11,000 円

2-6-5-26

日本自治創造学会第15回研究大会の開催について (プレス発表資料)

DX時代の地方創生 ～「自治力」を高める～

日 時	2023年 5月24日(水) 13:00～17:30 25日(木) 10:00～15:05
場 所	明治大学アカデミーコモン棟3階 アカデミーホール 東京都千代田区神田駿河台1-1

《発表内容》

第1日〔5月24日(水)〕

①講演「DX時代の日本の原動力を考える」 東京工業大学学長 益 一哉 (13:10～13:50)

②講演「社会インフラ管理の重要性と人材育成」

(株)ベシスコンサルティング代表取締役社長・北海道大学客員教授 石川 雄章 (13:50～14:40)

③事例発表 (14:50～15:50)

発表内容 「新たな議会の挑戦～議員政策条例の推進～」

田村 琢実(埼玉県議会議員・元議長)

「埼玉県議会へ問う「地方議会のあり方」」

④自治体事例発表～DX時代の個性あるまちづくり～ (15:50～17:30)

発表内容 「教育と音楽とスポーツの個性あるまちづくり」

清水 聖義(群馬県太田市市長)

「スマートシティの新たな挑戦」

宮元 陸(石川県加賀市長)

「ひと・まち・未来が輝き 世界につながるまち」を目指して

中村 一郎(岩手県盛岡市副市長)

*改革発表会～改革大発信・ベスト1の選出～ (17:40～19:20)

[講師・学会役員・会員・研究大会参加者]

第2日〔5月25日(木)〕

①講演「地域の活性化と組織の自立・連携」

財務省大臣官房政策立案総括審議官 渡部 晶 (10:00～10:50)

②講演「出生率2.95 人口維持のまちづくり～町全体での子育て～」

岡山県奈義町長 奥 正親 (10:50～11:40)

③パネルディスカッション「自治力を高めるには！」(13:00～15:00)

パネリスト

東京大学大学院教授 金井 利之

東京都立大学教授 宮台 真司

コーディネーター

参加費：会員 13,000 円(年会費含む)、非会員 15,000 円、大学院生 3,000 円

《大会参加者》

地方議員(都道府県議員、市区議員、町村議員)、国会議員、首長、大学教員、自治体職員、
学者、シンクタンク研究員、テレビ・新聞記者などマスメディア関係者、大学院生等 約400～500名

《お問合せ》一般財団法人日本自治創造学会 事務局 TEL03-5846-9227 e-mail: info@jsozo.org

〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町2-24 錦総ビル301号室 NPO法人地方自立政策研究所内

☆参加申込みは、FAX及びホームページから FAX03-5846-9228 HP: http://jsozo.org

申込みは、氏名・所属・連絡先が必要です。

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経 費 項 目	調査研究費 研修費・広聴広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	第 15 回 日本自治創造学会研究大会 全国みかん生産県議会議員対策協議会		
年 月 日	令和 5 年 5 月 24 日. ~ 令和 年 月 日	金 額	12,900 円

目 的	1 日本自治創造学会研究大会 地域に根差した実践的な研究と会員相互の交流を通じて、地域主権国家にふさわしい自立・自律的な地方自治を創造するための研究大会 2 全国みかん生産県議会議員対策協議会 みかん生産に関する国及び他県との意見交換
使 途	交通費 J R 東海道線 島田駅 ⇄ 東京駅 往復 東京メトロ 東京駅 → 国会議事堂前駅、霞ヶ関駅 → 御茶ノ水駅.
政務活動・ 県政との 関 連 性	1 日本自治創造学会研究大会 これからの県政と関わりのある様々な政策分野を研究大会で調査研究することで、県内の自治体の地域活性化施策提言に生かす。 2 全国みかん生産県議会議員対策協議会 柑橘生産地の体質強化に関する提案により、本県のみかん産業の振興を図る。
《領収書貼付枠》 領収書は別紙のとおり	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	12,900 円	/	12,900 円
		100%	

2-6-5-27

別 紙

J R 東海道線 (新幹線を含む)

島田駅 ⇄ 東京駅 (往復) 12,540 円

領 収 書

Receipt

領収年月日 2023.5.24

金 額 ￥12,540 (消費税等込み)

(クレジット扱い)

購入商品 J R 乗車券類 J R tickets

(20093 4 枚)

東海旅客鉄道株式会社

(東) 島 田 駅

島田駅 MV 発行

30094-01

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

東京メトロ

東京駅 ⇒ 180 円



東京メトロ

領 収 書

・ご利用ありがとうございます。
・この領収書は大切に保存してください。

お取引内容: きっぷ ￥180

上記金額を領収いたしました。

ご利用日付 2023年05月24日

時刻 12時16分

印紙税申告納

付につき東京上野

税務署承認済

伝票番号: 43269

東京地下鉄株式会社

地 東京駅 券11発行

東京メトロ

霞ヶ関駅 ⇒ 180 円



東京メトロ

領 収 書

・ご利用ありがとうございます。
・この領収書は大切に保存してください。

お取引内容: きっぷ ￥180

上記金額を領収いたしました。

ご利用日付 2023年05月24日

時刻 16時06分

印紙税申告納

付につき東京上野

税務署承認済

伝票番号: 37751

東京地下鉄株式会社

地 霞ヶ関駅 券03発行

県外調査概要書

令和5年6月8日

会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖

目 的	柑橘政策についての要望活動と地方自治政策についての研修
年 月 日	令和5年5月24日(水)25日(木)
場 所	衆議院第二議員会館、明治大学アカデミーコモン(東京都千代田区)
内 容	1 行程 六合-静岡-東京-国会議事堂前-御茶ノ水-東京-静岡-六合-(往復電車利用) 霞ヶ関 2 応対者 別紙の通り 3 要望内容・聴取内容 別紙の通り 4 県政への反映 農林水産省の関係する部署に、別紙のような内容の要望を、会員の県議会が手分けをして、書面を手渡した。昨今の燃料・肥料の高騰対策に加え、急傾斜地での作業を念頭に入れた支援や、さらには、産地の高齢化や担い手不足を解消するための生産組合の設立など、我が県にとっても重要な視点が含まれている。今後は、みかんばかりでなく、緑茶など他の作物も合わせて生産する組織を作り、それを核に農政全体を見直すべきではないかと感じた。日本自治創造学会では、DX をキーワードに研修が行われたが、二日目の地域づくりに金融の視点から取り組む財務省担当者のお話に感銘を覚えた。また、「スポーツによるまちづくり」「老いる日本にとっての観光業の死活的な重要性」という視点は、静岡県にとっても極めて重要であった。

*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

かんきつ産地の体質強化に関する提案

1 提案書

- 別添：重点要望事項
- 別冊：かんきつ産地の体質強化に関する提案（令和5年5月）
製本冊子、見え消し版冊子

2 前回からの主な変更点

- (1) 急峻な傾斜地で大変な努力を積み重ねる全国のかんきつ生産者が安心して栽培を継続できるよう、政府において現在見直しを進めている「食料・農業・農村基本法」に中山間地域におけるかんきつ産地の重要性を位置づけるとともに、必要な施策を講じること。

重点要望事項1、P. 2【和歌山県】

- ・ 急峻な土地を有効利用したかんきつ栽培に取り組み、地方で生き抜いてきた中山間地域の発展なしには農業の持続的な成長はもとより、食料の安全保障も成り立たないため。

- (2) 生産コスト上昇に見合った適正な農産物の価格形成の仕組みづくりについて引き続き議論を進めるとともに、国民に対して、農産物においても生産コストがかかっているという現状の理解醸成を図ること。

重点要望事項3、P. 3【熊本県】

- ・ 燃油をはじめ肥料、農薬、被覆資材等生産資材全般の価格高騰に対し、生産者の経費削減の努力のみでは経費の増大を回避することは困難であるため。

- (3) 「未来型果樹農業等推進条件整備事業（新産地育成型、既存産地改良型）」については、面積要件の緩和を図ること。

P. 6【1（1）②オ】【佐賀県】

- ・ 基盤整備による果樹園地造成は1～2haで行われることが多く、当該事業の要件（5ha）では事業を活用できる生産者が限られるため。

- (4) 「強い農業づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）」における「輸入農畜産物の国産への切替えの推進加算ポイント」を削除すること。

P. 6【1（1）②ク】【和歌山県】

- ・ かんきつは加工業務用向けに栽培することが少なく、野菜等と比べてポイント取得が困難で不公平となるため。

(5) 農地災害復旧事業における農地復旧限度額の見直しを行うこと。

P. 7【1(1)②コ】【神奈川県】

- ・段々畑であるかんきつ園では、農地災害復旧事業費が農地復旧限度額を超えることにより、生産者が復旧を断念する恐れがあるため。

(6) かんきつの段々畑も「中山間地域等直接支払交付金」の棚田地域振興加算の対象とすること。

P. 8【1(1)②ス】【和歌山県】

- ・「棚田地域振興法」に基づく「棚田地域指定」は水田1ha以上が含まれていることが要件となっており、「棚田」同様に多面的機能を発揮し、保全活用を図るべき「段々畑」のある傾斜地かんきつ産地のみでは指定が受けられないため。

(7) 「果樹経営支援対策事業（新たな担い手の支援）」でのトレーニングファームや居抜き園地整備にあたっては、新植・全面改植や新規就農者に引き渡されるまでの管理経費も支援対象に加えること。

P. 9【1(2)①エ】【広島県、熊本県】

- ・トレーニングファーム候補園は、新植、全面改植が必要な耕作放棄地や老木園が多く、整備後に新規就農者へ引き渡すまでの管理に労力や経費がかかるため。

(8) ベトナム向け温州みかんの栽培地検査を、国の責任で実施できるよう体制整備すること。

P. 13【2(2)①イ】【和歌山県】

- ・本来、国の植物防疫官が実施すべき栽培地検査等を、県推薦の検査補助員（JAや県職員）が担っており、人員に限られる中で大きな負担となっているため。
- ・輸出を拡大するには、生産園地の検査補助員を増員する必要があるが、JAや県で検査等を担うのは限界があるとともに、日額2,600円では他に受け手を探すのは難しいため。

2-6-5-27

(令和5年5月 第1回総会時)

農林水産省・特別面会にかかる要望活動は5県で持参。それ以外の要望先には郵送で対応

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経 費 項 目	調査研究費 研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	第 15 回 日本自治創造学会研究大会 全国みかん生産県議会議員対策協議会		
年 月 日	令和 5 年 5 月 24 日 ～ 令和 5 年 5 月 25 日	金 額	15,000 円

目 的	1 日本自治創造学会研究大会 地域に根差した実践的な研究と会員相互の交流を通じて、地域主権国家にふさわしい自立・自律的な地方自治を創造するための研究大会 2 全国みかん生産県議会議員対策協議会 みかん生産に関する国及び他県との意見交換
使 途	宿泊費
政務活動・ 県政との 関 連 性	1 日本自治創造学会研究大会 これからの県政と関わりのある様々な政策分野を研究大会で調査研究することで、県内の自治体の地域活性化施策提言に生かす。 2 全国みかん生産県議会議員対策協議会 柑橘生産地の体質強化に関する提案により、本県のみかん産業の振興を図る。
<<領収書貼付枠>> 領収書は別紙のとおり	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	15,000 円	100%	15,000 円

Rakuten Travel

領収書

あんどう きよし 様

伝票番号：149286330

お名前	： あんどう きよし
金額	： 15,000 円
宿泊施設	： ホテル リンデン
宿泊施設住所	： 東京都文京区湯島3-5-10
チェックイン日	： 23-05-24
チェックアウト日	： 23-05-25
人数	： 大人1名様
予約番号	： RYa0gj0sfn
但し	： 宿泊代金としてクレジットカード決済
発行日	： 2023/06/03

ご利用ありがとうございました。

楽天グループ株式会社

〒158-0094 東京都世田谷区

楽天クリムゾンハウス

<https://travel.rakuten.co.jp/>

支出証拠書（各種団体会費）

（会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖 ）

経費項目	調査研究費 研修費		
内 容	日本自治創造学会 2023 年度 年会費		
年 月 日	令和5年5月24日 ～ 年 月 日	金 額	1,833 円

会の趣旨・目的	地域に根差した実践的な研究と会員相互の交流を通じて、地域主権国家にふさわしい自立・自律的な地方自治を創造する。
会の活動内容等	研究大会の開催、会員相互の意見交換・政策発表、国と地方の役割の見直し等に関する政策提言を行う。
政務活動・県政との関連性	県政と関わりのある様々な政策分野を研究大会などで取り上げている。その内容を把握し、今後の県政に生かす。

《領収書貼付枠》

年会費 2,000 円×11/12＝1,833 円
（会計年度は、毎年4月～3月）

領 収 証 河原崎 聖 様 No. 99

金 額

42000

但、日本自治創造学会 2023 年度 年会費
2023 年 5 月 24 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額
消費税額等（ %）

一般財団法人
日本自治創造学会
理事長 穂 坂 邦 夫
東京都千代田区神田佐久間町2-24-301

コクヨ ウケ-695

添付書類：現約

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,833 円	/	1,833 円
		100%	

日本自治創造学会規約

第1条 (名称)

- 1) 本会は、日本自治創造学会と称する。
- 2) 本会の英語名は、The Japanese Society for Local Democracy とする。

第2条 (事務所)

本会の事務所は、理事会で定めるところに置く。

第3条 (目的)

本会は、市民的な視野に立ち、学術と実践の知的交流を通じて日本の再生、地方自治の創造をめざそうとするものである。特に地方議会の議員を中心に、自治体の首長なども加えて地域に根ざした実践的な研究及び会員相互の交流を通じて、地域主権国家にふさわしい自立・自律的な地方自治を創造することを目的とする。

第4条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 学術シンポジウム、研究発表の交流大会の開催
- 2) 各種機関と連携し、会員への情報の提供
- 3) 機関誌の発行、及び必要に応じ図書の刊行

第5条 (会員)

地方自治またはこれに関連する実践者及びこれに関する研究、関心を有する者は、本会会員となることができる。

- 1) 地方議員、首長、自治体職員
- 2) 地方自治に関心のある市民及び団体、研究者

第6条 (入会)

会員になることを希望する者は、理事会に申込みその承諾を受けなければならない。

第7条 (会費)

- 1) 会員は、総会の定めるところにより、会費を納めねばならない。
- 2) 会費を滞納する場合は、理事会において退会させることができる。

日本自治創造学会会費規則

第1条

会費は次の通りとする。

- 1) 正会員は年会費 2,000 円とする。
- 2) 大学院生は年会費 2,000 円とする。

第2条

会費の納入は、年額前払いとする。

第3条

会員が退会したときは、既納の会費は、一切返金しない。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	新聞購読料		
年 月 日	令和5年5月10日～令和 年 月 日	金 額	4,300 円

目 的	県内外の政治、経済に関する情報の把握
使 途	日本経済新聞電子版 5月分（概要は別紙のとおり）
政務活動・ 県政との 関 連 性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。
《領収書貼付枠》 領収書は別紙のとおり 日経新聞紙版は、経済情報の資料の一つとして、また、議員活動のための拠点である事務所内の資料として活用している。このほかに日経新聞電子版は、日経新聞紙版の朝刊・夕刊の掲載記事に加え、電子版オリジナル記事を幅広く提供されている。日経新聞紙版が毎日約300本の記事のところ、日経新聞電子版は毎日約1,000本の情報が配信されており、日経新聞紙版だけでは手に入らない速報やニュースの解説、専門情報が入手でき、議員活動に非常に役立っている。	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	4,300 円	/	4,300 円
		100%	

2-6-5-30



Apple からの領収書です



領収書

APPLE ID



ご注文番号

MN0BNL900Q

書類番号

172661760726

日付

2023年5月10日

請求先



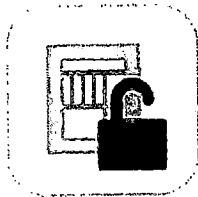
ANDOKIYOSHI

427-0018

静岡県 島田市 旭3丁目15番10号

JPN

App Store



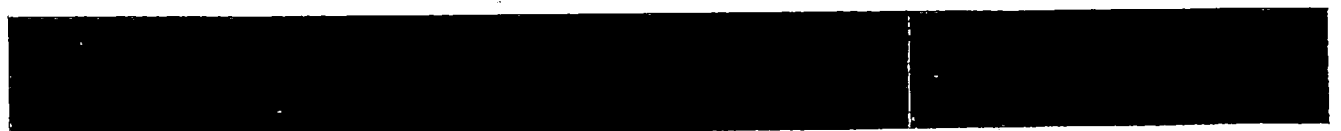
日本経済新聞 電子版

日経電子版 有料会員 (月額)

更新：2023年6月6日

問題を報告する

¥4,300



支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	新聞購読料		
年 月 日	令和5年5月31日～令和 年 月 日	金 額	8,200 円

目 的	県内外の政治、経済に関する情報の把握
使 途	静岡新聞、日本経済新聞 5月分
政務活動・ 県政との 関 連 性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。

《領収書貼付枠》

領 収 証

河原崎 聖 様

銘 柄 (*は軽減税率対象)	部数	金 額	備 考
*静岡新聞	1	3,300	
*日本経済新聞	1	4,900	

2023年 5月分
(210) 88.00集金
お問合せNo.

(8% 8,200円)
(10% 0円)

合計金額
8,200円
上記金額正に領収致しました。

ご愛読いただきありがとうございます。
今後ともよろしくお願い申し上げます。

静岡新聞・毎日新聞・読売新聞・産経新聞
(株)浅野新聞店
島田市本通一丁目1番8号
TEL 35-3333(代)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	8,200 円	/	8,200 円
		100%	

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	新聞購読料		
年 月 日	令和 5 年 5 月 31 日 ~ 令和 年 月 日	金 額	4,400 円

目 的	県内外の政治、経済に関する情報の把握
使 途	中日新聞 5月分
政務活動・ 県政との 関 連 性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。

《領収書貼付枠》

領 収 証

御仮屋町 8855-2

河原崎 聖 様

2023年 5月分

お問合せNo. XXXXXXXXXX

(121) 84.00集金

(8% 4,400円)

(10% 0円)

合計金額

4,400 円

ご愛読ありがとうございます。

銘柄名(*は軽減税率対象)	部数	金 額	備 考
*中日新聞 セット	1	4,400	

新聞代のお支払いには、ぜひ口座振替をご利用ください。しましん・JA大井川・ゆうちょ・で取り扱っています。朝刊配達アルバイト募集中です。

赤 井 新 聞 領 店

島田市野田1260-1 中日新聞

TEL 37-3246

収

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	4,400 円	100%	4,400 円

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	新聞購読料		
年 月 日	令和 5 年 5 月 31 日 ~ 令和 年 月 日	金 額	3,821 円

目 的	県内外の政治、経済に関する情報の把握
使 途	聖教新聞、公明新聞 5 月分
政務活動・ 県政との 関 連 性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。

《領収書貼付枠》

新聞購読料 領 収 証

河原崎 聖 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2023 年 5 月分

領収日 5 月 31 日

領 収 金 額 ¥3,821

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領 収 証

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。

(10%対象 0)
(8%対象 3,821)

販売店 大塚 秀訓
住 所 藤枝市青南町 4-9-45
TEL 054-631-9270 FAX 054-631-9271
お申込No. XXXXXXXXXX

店長印 藤枝市青南町 4-9-45

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,821 円	/	
		100%	3,821 円

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費(人件費)		
内 容	事務員雇用		
年 月 日	令和5年5月1日～令和5年5月31日	金 額	75,000 円

目 的	政務活動を補助する職員を雇用
使 途	5月分給与
政務活動・ 県政との 関 連 性	—

《領収書貼付枠》

給料支払明細書 令和5年 5月分

労働日数 自 5月1日～至 5月31日 16 日

支 給 額		控 除 額	
支給項目	金額 (円)	控除項目	金額 (円)
基 本 給	146,000	所得税	0
交 通 費	4,000	住民税	0
その他の支給	0	健康保険料	0
		厚生年金	0
		雇用保険料	0
		その他の控除	0
支給額の合計	150,000	控除額の合計	0

差し引き支給額 150,000

令和5年5月31日支給 支払者氏名 静岡県議会議員 河原崎 聖

案分の理由 政務活動・後援会活動で 案分する。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	150,000 円	1 / 2	75,000 円
		%	

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	FM島田コーナー料		
年 月 日	令和5年5月31日 ~ 令和 年 月 日	金 額	33,000 円

目 的	県政に関する情報を広く地域住民に伝達する。
使 途	5月分コーナー料
政務活動・ 県政との 関 連 性	県政に関する情報をタイムリーに地域住民に伝える。

<<領収書貼付枠>>

領 収 証

金額

河原崎 聖 様
 No. _____
 ¥33,000 -
 但 5月分コーナー料
 25 年 5 月 31 日 上記正に領収いたしました。

内 訳
 現金
 小切手 /
 手 形 /
 消費税額等 (%)
 コクヨ ウケ-92

収入印紙

静岡県島田市中心部5番の1
 株式会社FM島田
 代表取締役 八木和夫

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	33,000 円	100%	33,000 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	ホームページ管理料		
年 月 日	令和5年5月31日～令和 年 月 日	金 額	16,720 円

目 的	県政に係る情報等を広く県民に報告する。
使 途	5月分管理料
政務活動・ 県政との 関 連 性	県の施策、議会での発言内容、政務活動状況などを掲載し、情報を広く伝えるとともに意見を聴取し、県政に反映させる。

《領収書貼付枠》

ホームページ管理料 16,500 円

振込手数料 220 円

計 16,720 円

ご利用明細



静岡銀行

ご利用ありがとうございます。

内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年 月 日			振替先店番・科目・口座番号		
05 05 31			067		
銀行番号		店番号	科目	口 座 番 号	
****		****	**	*****	
お取扱店		お取引内容		お 取 引 金 額	
0172		電信振込		¥16,500	
お取扱枚数		00010006000700020000			
		おつり		残 高	
キャッシング		手数料		時刻	お 取 扱 い できない場合
		¥2200956		0055	

お振込先明細ご案内
 シス〃オカ
 ササカ〃セ
 普通 0480639
 イマクロテ〃サイン コイケ トシヒコ 様
 カワラサ〃キキヨシ〃ムシヨ 様
 TEL0547365700

06.520.38

(裏面もご覧ください)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	16,720 円	100%	16,720 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内 容	インターネットアプリ利用料		
年 月 日	令和5年5月1日～令和 年 月 日	金 額	1,280 円

目 的	政務活動のための日常業務の事務効率の向上
使 途	Microsoft 365 Personal 5月分利用料
政務活動・ 県政との 関 連 性	常に最新の Office アプリケーションが使用でき、政務活動を行う上での基本となる諸 資料・情報の管理事務の向上が図られる。
<<領収書貼付枠>> 領収書は別紙のとおり	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	1,280 円	/	1,280 円
		100%	

8:54

2-6-5-37
4G



1

Apple からの領収書です



ご注文番号

MN0BMMXWBY

書類番号

156658742002

日付

2023年5月1日

請求先

ANDOKIYOSHI

427-0018

静岡県 島田市 旭3丁目15番10号

JPN

App Store



Microsoft Word

Microsoft 365 Personal (月額)

更新：2023年5月23日

問題を報告する

¥1,280



支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	自動車リース料		
年 月 日	令和 5 年 6 月 5 日 ～ 令和 年 月 日	金 額	9,807 円

目 的	政務活動のため必要な移動を行う。
使 途	5 月分リース料
政務活動・ 県政との 関 連 性	会合に出席したり、現地調査を行うことで、必要な情報を得ることができ、また、必要なコミュニケーションを円滑にし、県政に反映させる。
《領収書貼付枠》 別紙 利用割合が正確に把握できないため、充当限度割合（後援会活動 1/2・政務活動 1/2）により按分。 1 か月分の充当可能額 9,807 円 $(26,546 - 1,025 - 7,056 + 1,148) \times 1/2 = 9,806.5 \text{ 円} \approx 9,807 \text{ 円}$ ＊リース料 1 か月分 26,546 円 、重量税 1 か月分 $49,200 \times 1/48 = 1,025 \text{ 円}$ 、メンテナンス料 1 か月分 $338,679 \times 1/48 = 7,055.8 \approx 7,056 \text{ 円}$ オイル代 1 か月分 $55,108 \times 1/48 = 1,148.0833 \approx 1,148 \text{ 円}$	

案分の理由 政務活動と後援会とで 案分する。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	19,613 円	1 / 2	9,807 円
		%	

2-6-5-38

年 月 日	記号	お支払い金額	お預かり金額	差し引き残高	備考
-------	----	--------	--------	--------	----



お客さまへ

- 通帳はかならずこの通帳袋に入れて保管してください
- 通帳には磁気テープがはってありますので磁石やテレビ等に近づけないでください
- 通帳と印章は別々に保管してください



この通帳ケースは環境にやさしい再生ポリエチレンを使用しています。
エコパールケース 認定番号 02118229

24 05-06-05 BF

*26,546 ホンダファイナンス

◎記号の説明

AA, AF入金
FA, FF振込
C0, 1, 2, 3, 4他店券入金
TF, TO取立
BA, BF支払

◎他店を支払場所とする証券類を受入れた場合は、お支払い金額欄に「タケン」と表示し、その右側に払戻しのできる予定の日を表示します。
なお、お支払可能時刻は、証券類の種類によって異なります

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	携帯電話・タブレット・固定電話料金		
年 月 日	令和 5 年 6 月 12 日 ～ 令和 年 月 日	金 額	5,365 円

目 的	政務活動のための日常業務において必要な諸連絡を行う。
使 途	4 月利用・5 月請求分
政務活動・ 県政との 関 連 性	政務活動を行う上での基本となる諸連絡を行う。
《領収書貼付枠》 領収は別紙のとおり ①タブレット代 1,100 円＋②携帯電話代 12,303 円＋③固定電話代 8,058 円＝21,461 円 21,461 円×1/4＝5,365.25 円 ≒ 5,365 円	

案分の理由 政務活動・後援会活動・ 私用で按分する。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	21,461 円	1 / 4 %	5,365 円

2-6-5-39

2

備考

1
2
3
4

05-06-12|BF

*37,517|Dカート"/DCMX



お客さまへ

- 通帳はかならずこの通帳袋に入れて保管してください
- 通帳には磁気テープがはってありますので磁石やテレビ等に近づけないでください
- 通帳と印章は別々に保管してください



本体・PE

この通帳ケースは環境にやさしい再生ポリエチレンを使用しています。
エコパールケース 認定番号 02118229

23
24

◎記号の説明

AA,AF.....入金
FA,FF.....振込
C0,1,2,3,4...他店券入金
TF,TO.....取立
BA,BF.....支払

◎他店を支払場所とする証券類を受入れた場合は、お支払い金額欄に「タケン」と表示し、その右側に払戻しのできる予定の日を表示します。
なお、お支払可能時刻は、証券類の種類によって異なります。

2

2-6-5-39

2023年6月12日のご利用代金明細表

2023年5月25日 発行

お名前	安東 聖 様
お支払い日	2023年6月12日 (月)
お支払い合計額	37,517円
カスタマー番号 (サービス名称/ 加入・切替日)	
	2017年6月30日

金融機関	
支店	
科目	
口座番号	

お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を表示していません

各種ご照会・お申込みには会員番号が必要となりますので、お手元にカードをご用意の上、お問い合わせください。

1回払いを除き、商品瑕疵、役務の未提供などを理由にお支払いを止めることができる場合があります。

ご利用日	ご利用店名	ご利用金額	支払区分	今回回数	お支払い金額	(お支払い総額)		(内手数料)		備考
						現地通貨額	略称	換算レート	換算日	
安東 聖 様 ご利用分										
安東 聖 様 ご利用分										
B#	23/04/30	ドコモご利用料金／i D 5月分	35,254	1	1	35,254				
#	23/04/30	ドコモ決済サービス等／i D 5月分	1,485	1	1	1,485				
<お支払い金額総合計>						37,517				

株式会社NTTドコモ
東京都千代田区永田町2丁目 11番1号
登録番号 関東財務局長第01421号

お問合せ先 お手元にカードをご用意のうえ、お手続きください。
dカードゴールドデスク 0120-700-360 (午前10:00～午後8:00年中無休※)
※ ただし、午後6:00～午後8:00については、一部受付できない業務があります
クレジット紛失盗難 0120-159-360 (24時間年中無休)
携帯電話に関するお問合せ 0120-800-000 (午前9:00～午後8:00年中無休)
ホームページ <http://dcmx.jp/>

(1 / 5 ページ) **docomo**

(1 / 5 ページ) **docomo**

*** ユニバーサルサービス料について ***
ユニバーサルサービス料は、おまね日本全国においてユニバーサルサービス（ＮＴＴ東西の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。
なお、社団法人電気通信事業者協会から１番号当たりの費用（番号単価）が公表されています。

なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号当たりの費用(番号単価)が公表されています。

2-6-5-39

日頃、ドコモのサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

(2 / 5 ページ) docomo

内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
		ご利用期間 (4/1~4/30)	
◇基本使用料等 (計) 1,000	1,000	5Gデータプラス	合 算
	700	(内訳) 5Gデータプラス	
	300	(内訳) spモード利用料	
	0	(参考) 高速通信ご利用データ量は	3. 5G
			※代表回線利用データ量にも含まれます
◇その他ご利用料金等 (計) 3	2	ユニバーサルサービス料/基本	1 番号あたり 2 円のご請求となります
	1	電話リレーサービス料/基本	1 番号あたり 1 円のご請求となります
◇決済サービス代金等 (計) 2,123	660	d払い等 (ご利用代金/継続課金)	5 月請求分
	1,463	spモード決済 (料金回収代行/継続課金分)	5 月請求分
◇消費税等相当額 (計) 100	100	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇合計 3,226	3,226	合計	
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、4月末で	9年5か月となりました。
		○ポイントのお知らせ	
		4月ご利用分に対する獲得ポイントは、	100です。
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	1,003円です。)
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	

$$\textcircled{1} 1,000 \text{ 円} \times 1.10 = 1,100 \text{ 円}$$

2-6-5-39

日頃、ドコモのサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

(3 / 5 ページ) docomo

内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
		ご利用期間 (4/1~4/30)	
◇基本使用料等 (計) 4,480	5,480	5Gギガホプレミア	3GB超 合 算
	6,350	(内訳) 5Gギガホプレミア	
	-1,000	(内訳) みんなドコモ割	3回線以上
	-170	(内訳) dカードお支払割	
	300	(内訳) spモード利用料	
	0	(参考) 高速通信ご利用データ量は	45.9G 合 算
	-1,000	ドコモ光セット割	合 算
◇通話料・通信料 (計) 1,790	90	5G・SMS通信料	4月ご利用分 合 算
	1,700	かけ放題オプション定額料	合 算
◇その他ご利用料金等 (計) 2,123	300	留守番電話サービス利用料	合 算
	200	キャッチホン利用料	合 算
	100	メロディコール利用料	合 算
	-200	オプションバック割引料	(留守・キャッチ・メロディ・転送) 合 算
	100	my daiz/iコンシェル利用料	合 算
	380	スゴ得コンテンツ利用料	合 算
	400	クラウド容量オプション利用料 (50GB)	合 算
	-380	いちおしバック割引料	合 算
	200	あんしんセキュリティ利用料	合 算
	1,000	ケータイ補償サービス (1,000円コース)	合 算
	400	あんしん遠隔サポート利用料	合 算
	-380	あんしんバックモバイル割引	合 算
	50	ケータイお探しサービス利用料	合 算
	-50	ケータイお探しサービス割引料	合 算
	2	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり2円のご請求となります 合 算
	1	電話リレーサービス料/基本	1番号あたり1円のご請求となります 合 算
◇端末等代金分割支払金 5,406	5,406	端末等代金分割支払金	18回目のご請求です。(全24回) 非対象等
		ご請求は2023年11月請求迄で、分割支払金残額は	145,830円です。
	0	内、残価額は	118,800円です。 非対象等
◇決済サービス代金等 (計) 1,243	825	d払い等 (ご利用代金/継続課金)	5月請求分 非対象等
	418	spモード決済 (料金回収代行/継続課金分)	5月請求分 内 税
◇消費税等相当額 (計) 839	839	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇合計 15,881	15,881	合計	
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、4月末で	25年6か月となりました。
		○ポイントのお知らせ	
		4月ご利用分に対する獲得ポイントは、	800です。
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	8,393円です。)
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	

$$\textcircled{2} (4,480 \text{ 円} + 1,790 \text{ 円}) \times 1.10 + 5,406 \text{ 円} = 12,303 \text{ 円}$$

2-6-5-39

日頃、ドコモのサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

(5 / 5 ページ) docomo

内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
		ご利用期間 (4/1~4/30)	
◇基本使用料等 (計) 6,700	5,200	戸建・タイプA/西	合 算
	0	(参考) plala利用	合 算
	1,500	ドコモ光電話バリュー基本使用料	480円の通話料を含みます。
		光電話番号: 0547-36-5700	
◇通話料・通信料 (計) 320	864	国内通話料	3月ご利用分
	-480	繰越適用額	2月ご利用分からの繰越額は480円
	-64	無料通話適用分	3月ご利用分
	0	(参考) 翌月ご請求分への光電話くりこし無料通話分は	416円です。
◇その他ご利用料金等 (計) 306	200	ダブルチャネル	合 算
	100	追加番号	1 契約
	2	ユニバーサルサービス料/基本	1 番号あたり2円のご請求となります
	2	ユニバーサルサービス料/基本 (追加番号)	1 番号あたり2円のご請求となります
	1	電話リレーサービス料/基本	1 番号あたり1円のご請求となります
	1	電話リレーサービス料/基本 (追加番号)	1 番号あたり1円のご請求となります
◇消費税等相当額 (計) 732	732	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計 × 10%
◇合計 8,058	8,058	合計	
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、4月末で	3年7か月となりました。
		○ドコモ光/戸建のご契約期間は4月末で	1年7か月となりました。
		○ポイントのお知らせ	
		4月ご利用分に対する獲得ポイントは、	700です。
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	7,326円です。)
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	